■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務,産業経済,企画観光建設,文教警察及び環境厚生の各常任委員会は,9月26日及び9月27日の2日間にわたり,それぞれの委員会室において,議案等を審査した。

総務委員会

(委員長報告 令和元年10月3日本会議)

総務委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第80号など議案5件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第80号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、原子力防災対策事業の概要等について質疑があり、「原子力災害時における円滑な避難を可能とするため、避難経路の改善や、原子力防災アプリ及び被災情報等を瞬時・容易に取得できるシステムの開発を行うものである。今年度においては試作版を作ることとしており、来年度、原子力防災訓練において、その効果等を検証した上で、更に改修等を行い、令和3年度に完成させる予定である」との答弁がありました。

委員からは、「災害は複合的に起こることも予想される。県民に利用してもらうためには、原子力災害に限るのではなく、危機管理全体として、地震や風水害などの一般災害も含めた、すべての災害を念頭に置いたシステムの開発を行ってほしい」との要望がありました。

次に、議案第86号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」に関し、新設される世界文化遺産地域通訳案内士の手数料等について質疑があり、「手数料は事務に要する経費を基に算出されており、本県を含む九州・沖縄各県における全国通訳案内士や地域通訳案内士の手数料と同額となっている」との答弁がありました。

[請願·陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件について、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第1003号「鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情」に関して、「議会の透明性を高める観点から領収書等をホームページに公開すべき」として採択を求める意見と、「昨年度、政務活動費の運用指針の見直しを行ったほか、今年度は、弁護士等に相談を行う仕組みである政務活動費に関する協議会を設置するなど、政務活動費の適正な運用や更なる透明性の確保に努めている。引き続き、他県の動きを注視し、県民の注目も高まっていることを含めて、総合的に判断する必要がある」として継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1004号「『鹿児島県情報公開条例』第12条(開示決定等の期限)の見直し求める陳情書」に関して、「開示決定等の期限については、現在の30日以内を15日以内に見直す方向で検討できる状況にある」として採択を求める意見と、「実施機関においては、できるだけ

早期に開示決定等を行うよう努めている。他県の状況等も調査し、精査した上で総合的に判断する必要がある」として継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

危機管理防災局関係で、「豪雨時等における避難体制のあり方等」について、論議が交わされました。

委員から、本年 6 月からの大雨における課題と対応について質問があり、「警戒レベルの運用については、警戒レベル4の中に、『避難勧告』と『避難指示(緊急)』の2つの避難情報があるため、違いが分かりにくく住民の避難行動に混乱を招く一因となった。今後とも、警戒レベルを活用した避難情報の発令について、県民の理解が深まるよう、市町村を通じて普及啓発を図ってまいりたい。また、避難情報の伝達については、大雨時に防災行政無線が聞こえにくくなる場合もあったことから、県民に対し広く確実に伝達するため、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう市町村へ助言してまいりたい。さらに、外国人観光客等に対する情報伝達については、国が推奨する情報アプリ『Safety tips』を紹介している」との答弁がありました。

委員からは、「外国人就労者が増加している地域が出てきていることから、災害時の伝達方 法等について、市町村と連携を強化していただきたい」との要望がありました。

産業経済委員会

(委員長報告 令和元年10月3日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第80号など議案2件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第80号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」に関して、まず、商工労働水産部関係では、「どんどんかごしま移住就業・起業支援事業」の内容について質疑があり、「国の地方創生関連事業として、東京圏からの移住による中小企業への就業者等に対し、移住支援金を支給するほか、地域課題の解決のために起業する場合、その経費の一部補助や事業継続のための経営支援等を行うこととしている。併せて、事業活用の前提となる、本県の就職情報提供サイト『かごJob』の改修も行うことにより、UIJターン及び地元定着による就業・起業の促進に努めてまいりたい」との答弁がありました。

続いて、農政部関係では、「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策関連事業」による支援内容について質疑があり、「養豚農家が、国の『アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業』を活用し、野生動物の侵入防護柵を整備する際の農家負担の一部を県が助成するものである。小規模農家を重点的に支援するため、一経営体当たり100メートル以内の場合には、国の50パーセント補助に、県が最大40パーセントを上乗せするもので、防護柵を設置する長さに応じて、段階的に県の補助率を25パーセントまで引き下げることとしている。なお、補助金の上限は、75万円となっている。また、自己負担分を借り入れる場合、融資機関への利子補給等を行い、農家負担の軽減を図ることとしている」との答弁がありました。

委員からは、「防護柵の設置は、全ての農家が取り組まないと効果を発揮しない。小規模農家にも配慮しながら、市町村・関係機関と一体となって早急に取組を進めていただきたい」との要望がありました。

[請願·陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情 2 件について、1 件を継続審査、1 件を不採択とすべきものと決定し、継続審査分の2 件については、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2005号「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する条例制定に関する陳情書」に関して、「現在、技能実習法においては、技能実習計画の認定、監理団体の許可及び報告徴収等に関する手続きなどについては、国または外国人技能実習機構が行うことと規定されており、全国一律の取扱いとなっていることから、条例の制定は想定されていない」などとして不採択を求める意見と、「外国人労働者に対する課題等も踏まえて、今後の動向を見守る必要がある」として継続審査を求める意見がありましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

また、陳情第2004号「鹿児島県主要農作物種子条例の制定を求める陳情書」に関して、「先般県独自の条例を制定する方針が決定されたことから、採択を求める」との意見と、「条例の具体的な内容については、今後、幅広く関係者等の意見を聞きながら、検討を進めていくとのことであり、その検討状況を把握した上で、引き続き、論議を重ねる必要がある」として継続審査を求める意見がありましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

[県政一般]

次に, 県政一般の特定調査について申し上げます。

農政部関係では、まず、「かごしまの食、農業及び農村に関する年次報告」について論議が 交わされました。

委員から、東京オリンピック・パラリンピック選手村への食材供給に向けた取組状況について質問があり、「競技終了後に日本食や地域の特産物を味わっていただく、カジュアルダイニングのメニューに県産食材が採用されるよう、運営事業者に提案しているところである」との答弁がありました。

最後に、「豚コレラ防疫対策」について論議が交わされました。

アジア諸国でのアフリカ豚コレラの発生拡大を受け、本県での水際防疫対策に関する質問があり、「鹿児島空港の国内線・国際線及びマリンポートかごしまにおいては、国はもとより、県は管理会社と連携して、消毒マットを用いた靴底消毒のほか、今年6月から国は鹿児島空港国際線ターミナルにおいて、動植物検疫探知犬による手荷物検査を実施するなど、ウイルス侵入防止対策を強化している」との答弁がありました。

委員からは、「養豚農家に対する迅速かつ正確な情報提供や、飼養衛生管理指導の徹底など と併せて、引き続き、防疫対策に努めていただきたい」との要望がありました。

企画観光建設委員会

(委員長報告 令和元年9月30日本会議)

企画観光建設委員会での審査結果等について、本日は、当委員会に付託されました議案の

うち、諮問第1号及び第2号につきまして、御報告申し上げます。

[議 案]

諮問第1号及び第2号につきましては、いずれも全会一致で、「棄却すべきであるとの答申をすべきもの」と決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

諮問第1号及び第2号は、平成27年9月の鹿児島市鼓川町での法面崩壊に関し、行政代執行法に基づき県が実施した急傾斜地崩壊防止のための応急工事と、恒久対策工事に要した費用の納付督促について、それぞれ取消しを求める不服申立てがなされたことに対する決定等をするに当たり、地方自治法の規定により、議会に諮問されたものであります。

不服申立てを行っている相手方は、法面補強工事について、県が附した許可条件に違反することなく実施しており、法面崩壊との因果関係はないなどと主張していたものであります。

これら不服申立ての内容等について「相手方は行政不服審査法に基づく不服申立てのほか、 同様の主張により、県を被告として行政事件訴訟を提起していたが、本年3月の判決におい て、相手方の請求は全て棄却され、県の全面勝訴が確定したことから、不服申立てについて も棄却の決定等をしたいと考えている」との説明がありました。

また、今後の取組について、「議会からの答申を踏まえ、相手方の不服申立てに対する決定等を行い、不動産の公売・換価手続きを適切に進めていきたい。また、今後とも引き続き、相手方の財産調査を行い、新たに土地や建物、預貯金等の財産が確認されれば、差し押さえを行うなどの必要な対応を取り、未収債権の解消に向けて努力してまいりたい」との説明がありました。

委員からは、「長丁場になるかもしれないが、大切な税金が使われていることから回収に向けてしっかりと対応していくようお願いしたい」との要請がなされました。

以上の論議を経て、諮問第1号及び第2号の答申については、執行部の意見が妥当であるので、これを「棄却すべきであるとの答申をすべきもの」と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

(委員長報告 令和元年10月3日本会議)

企画観光建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第80号など議案3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第80号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、「海外誘客ステップアップ事業」に関して、誘客強化の内容について質疑があり、「日韓関係の状況により、今後の誘客の落ち込みが懸念されることから、直行便が就航している中で、特に訪日リピーターが多い台湾や、戦略的市場として位置付けて、人材確保の働きかけを行うことにしているベトナムなどにおいて、さらなる誘客を働きかけることにしている。また、国内からも冬場のゴルフ客の誘致などにも取り組むこととしている」との答弁がありました。

委員からは「鹿児島に来られた方々へのおもてなしの部分を大事にした取り組みをお願い したい」との意見がありました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

PR・観光戦略部の関係では、「『観光立県かごしま県民条例』に基づく次期『鹿児島県観光振興基本方針』の骨子案」について論議が交わされました。

委員から、「奄美が世界自然遺産に登録された場合、本県は屋久島と奄美の二つの世界自然 遺産を有することになるが、この世界自然遺産に特化した施策を方針として打ち出すべきでは ないか」との質問があり、執行部からは「世界自然遺産は重要な観光資源と考え、今回の基本 方針の骨子案の中にも位置付けているが、特化した施策については、方針を策定した後、個別 に検討していく。また他部局とも連携の上で施策を進めていく」との答弁がありました。

土木部の関係では「防災対策について」に関して、河川の寄洲除去や危機管理型水位計の設置状況、土砂災害警戒区域等の指定について論議が交わされました。

委員からは、「様々な対策を取っていたとしても、必ずしもそれで安全というわけではない という認識を持った上で、住民への周知が必要」との意見があり、執行部からは「危機管理防 災局や市町村とも連携し、しっかりと住民の方々に伝わるような施策について対応してまいり たい」との答弁がありました。

次に,一般調査について申し上げます。

企画部の関係では、「新たな総合体育館」について、委員から「これまで最適地としていた 県の工業試験場跡地を見直すこととした方針転換により、これまでの予算や検討が無駄になる のではないか」という質問があり、「昨年二月に大規模スポーツ施設のあり方検討委員会から の提言をいただいた後、隣接地である日本郵便の土地の譲渡について、同社から協議に応じる 意向があることを確認した上で、平成30年第2回定例会で、県の工業試験場跡地を最適地とし て表明したところである。予算については、丁寧な手順を踏もうということで平成30年第3回 定例会において提案させていただいた。一般的に公共用地として土地を取得する場合には、事 前に様々な調査をして協議を行うことが前提であり、日本郵便との交渉においても必要な予算 ・作業である」との答弁がありました。

また、新たな整備候補地の具体的な選定方法等に関する質問があり、「今議会において挙げた二つの候補地、県の農業試験場跡地と県庁東側の土地について、用地の確保、周辺の交通や施設の状況など様々な観点から検討を行い、優劣をつけていくことになるが、その検討結果を令和元年第4回定例会を目途にお示ししたいと考えている。また、検討過程についても県民の皆様の理解が得られるようにお示ししたい。約2ヶ月であるがスピード感をもって対応したい」との答弁がありました。

土木部の関係では、「鹿児島港本港区エリアまちづくり事業者公募の検討状況」に関して、公募の対象範囲の考え方について質問があり、「対象敷地の現状等を踏まえ、民間事業者の開発意欲の高いドルフィンポート敷地とウォーターフロントパークから先行して公募を実施することとし、その他の地区は諸条件が整い次第、公募を検討する。なお、グランドデザインにある統一感のあるまちづくりのための取組を念頭に置きながら、段階的な開発を進める必要があると考えている」との答弁がありました。

文教警察委員会

(委員長報告 令和元年10月3日本会議)

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第80号など議案4件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第80号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」に関して、総務部に設置されるいじめ再調査に係る再発防止策等検討会における検討内容、委員の人選及び今後のスケジュールについて質疑があり、「いじめ再調査委員会の調査結果や提言を踏まえ、県内のいじめ事案に対する再発防止策を幅広く検討していただきたいと考えており、委員は公平・中立な学識経験者などを想定している。委員の選任後、速やかに検討会を開催することとしている」との答弁がありました。委員からは、「御家族への対応を丁寧に進めていただきたい」との要望がありました。

[請願·陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情 3 件につきまして、 1 件を採択、 1 件を継続審査、残りの 1 件につきましては、 5 項目のうち 1 項目を継続審査、 4 項目を不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4001号「伊佐市への新設特別支援学校設置」については、願意は理解できるとして 採択を求める意見と、伊佐市の児童生徒が通学している出水養護学校の児童生徒数は225人で あるが、現校舎は270人程度の受入が可能であり、適切な規模と考えられることや、伊佐市方 面からの通学バス路線が今年度から新たに増便され、通学時間の短縮や保護者送迎の負担軽 減が図られていること、また、新たな特別支援学校を設置することについては県下全体のバ ランスを考慮する必要があるなどとして継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれ ましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4002号「私学助成の充実と財源確保に関する意見書の提出」については、「少子化の影響等で、私立学校の経営環境は、依然として厳しい状況にある」として、全会一致で採択すべきものと決定し、国に対して意見書を発議することといたしました。

[県政一般]

次に, 県政一般の特定調査について申し上げます。

教育委員会関係では,「日本遺産について」論議が交わされました。

今年5月に日本遺産に認定された「薩摩の武士が生きた町~武家屋敷群『麓』を歩く~」に関し、観光及び文化振興の進め方について質問があり、「去る6月に、県、関係9市、関係団体等で構成する「日本遺産『薩摩の武士が生きた町』魅力発信推進協議会」を設立したところであり、日本遺産に関する取組は、協議会が中心となって行うこととしている。今年度は、国庫補助を活用し、ガイド等を対象とした研修会の開催や日本遺産の概要等を記載した共通解説板の設置、日本遺産をテーマとしたシンポジウムなどを行うこととしている」との答弁がありました。

さらに、観光部局との連携について質問があり、「協議会の実務担当者には、かごしまPR 課や観光課も参画しており、観光部局とも連携しながら、文化財の有効活用を図ってまいり たい」との答弁がありました。

委員から、「東京オリンピックやかごしま国体の開催を控え、来年3月には『麓』の中心とも言うべき鶴丸城跡に御楼門が完成予定であり、鹿児島を訪れる観光客に日本遺産に認定された『麓』のストーリーを、積極的かつ効果的に情報発信していただきたい」との要望がありました。

次に, 県政一般の一般調査について申し上げます。

警察本部関係では、最近報道された鹿児島市のあおり運転事案に関連して、あおり運転に 対する警察の対応について質問があり、「現状は、あおり運転自体の処罰規定がなく、急ブレーキ禁止違反、警音器使用制限違反などを適用することとなるが、ドライブレコーダーや防 犯カメラの映像などの客観的な証拠に基づき、厳正な捜査を徹底し、道路交通法や刑法などのあらゆる法令を駆使して検挙する方針で対応している。昨年2月に、県警の全所属に対し、悪質・危険な運転に対する厳正な捜査の徹底について通達したところであるが、今年8月の常磐自動車道のあおり運転事案を受け、再度、交通指導課から全所属に対し厳正な対処について通知したところである」との答弁がありました。

次に、出水市の児童虐待事案を踏まえ、児童虐待防止へのスクールサポーターの活用について質問があり、「スクールサポーターの活動内容の一つに学校等における児童等の安全確保対策があり、関係機関と連携した被虐待児童の早期発見、保護活動及び児童虐待防止啓発活動への支援を行うこととしており、これらの活動をさらに進めてまいりたい」との答弁がありました。

委員から,「学校以外の現場でも積極的に活用し,児童虐待事案に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

環境厚生委員会

(委員長報告 令和元年10月3日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第80号など議案4件及び専決処分報告1件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決又は報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。 審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第80号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、「介護職員人材確保等対策事業」について、「外国人介護人材の受け入れに向けて、どのような取組を進めていくのか」との質疑があり、「介護に関する日本語、文化の理解及びコミュニケーションの取り方などについて研修を実施する予定である。介護人材の確保に向けては、多様な人材の参入促進、介護職員の質の向上、介護の職場における勤務環境の改善等について検討し、総合的に施策を進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、「県単治山事業」の増額補正に関して、6月末からの大雨による崩壊地の復旧箇所数について質疑があり、「国庫補助事業に該当しない小規模な崩壊地19箇所について、工事に着手する予定であり、鹿児島市本城町ほか1箇所において、既に測量・設計や工事に着手している」との答弁がありました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

まず、くらし保健福祉部関係では、「出水市の児童虐待事案の検証と課題等」について、これまでの経緯に関する説明があり、この中で「児童相談所側における対応や連携支援のあり方に不十分な点があったことを認識し、反省している」との発言がありました。また、今後、県社会福祉審議会相談部会において、本事案の検証がなされる予定であること、今回の事案及び児童虐待の現状等を踏まえ、児童相談所の体制強化を図ることとし、10月1日から児童福祉司5人を増員することについて報告を受けた後、論議が交わされました。

委員から、「4月2日には一時保護しなかったが、翌日に一時保護するという判断には至らなかったのか」との質問があり、「母子の関係性に問題が見られなかったこと、傷、あざが確認できなかったことから、在宅時において強制的に引き離すことはしないという結論に至った」

との答弁がありました。

また、出水市への転居後、児童相談所の支援記録に記載がないことについて質問があり、「児童相談所としては、児童及び家庭状況の早急な確認が不足していたと認識し、反省している」との答弁がありました。

委員からは、「児童相談所の機能強化に向けて、しっかりとした判断基準を持った上で、専門的知識を有する方々との連携をとることが重要である。医療機関や警察と連携・協力しながら取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また,「児童相談所の業務の負担軽減を図るため,民間委託も含め,市町村,関係機関との 役割分担について検討し,民生委員などとの連携による地域のネットワークづくりに向けて取 り組んでいただきたい」との要望がありました。

さらに、「児童虐待件数が増加する中、一時保護の判断を児童相談所だけで担うには負担が 大きいと考える。一時保護の基準については、国でルールづくりをすべきである」との意見が ありました。

次に,環境林務部関係では,「『森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例』に関する取組状況」について,論議が交わされました。

委員から、再造林等の森林整備及び県産材の販路拡大に向けた取組とその成果について質問があり、「伐採跡地における再造林や間伐等の森林整備を推進するとともに、県産材の更なる輸出拡大に向けて取り組んでいる。平成30年度の県産材輸出量は、対前年度比約1.4倍の23万6千立方メートルとなっている」との答弁がありました。

委員からは、「再造林を推進するためには、優良苗木を安定的に確保する必要がある。苗木 生産者の確保及び育成に向けた取組と合わせて、採穂園の整備についても推進していただきた い」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

県立病院局関係では、新薩南病院基本構想(案)について、論議が交わされました。

委員から、地元説明会の開催及び関係市町村との連携について質問があり、「基本構想策定後、広く住民の方を対象に説明会を開催する予定であり、日程等について調整を始めている。

また、新薩南病院が地域の中核的医療機関として機能していくためにも、建設地の南さつま 市だけでなく、南薩地域全体で連携を図りながら、取組を進めてまいりたい」との答弁があり ました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和元年10月1日)

(調査事項)

アジア諸国等との海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

執行部から,「本県の海外経済交流促進の取組状況等について」の説明を受け,これに対する質問等を行った。

また,日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部アジア大洋州課長の小島英太郎氏を参考人として招致し、アジア諸国等との経済交流の現状と今後の展望について意見聴取を行った。

決算特別委員会

(令和元年9月25日)

決算特別委員会が開催されたことに伴い,互選により委員長に吉留厚宏委員を,副委員長に 柳誠子委員を選任した後,付託された議案第84号,議案第88号及び議案第91号はいずれも継続 審査とすることを決定した。

また, 閉会中の審査日程及び議案の審査方針を決定した。

〈議会運営委員会〉

(令和元年9月20日)

協議に先立ち、追加議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

○ 9月24日の本会議に、「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」の議案 を追加提案させていただきたいこと。

協議事項

- 1 追加議案の取扱いについて 追加議案は9月24日の本会議の冒頭に上程すること、質疑はないことが確認された。
- 2 9月24日の議事日程について 議事日程が了承された。
- 3 陳情の審査について

【趣旨及び状況説明】

(議会事務局)

陳情第6001号「県議会に『原発問題に関する特別委員会』の設置を求める件」についての陳 情である。

陳情の趣旨は、「川内原発をめぐり、20年延長問題、使用済み核燃料の処理、原発災害避難 計画、火山の破局的噴火への対応などの問題がある。

県議会としての原発・エネルギー問題への情報発信力を高め、また九電や県当局への監視力を発揮するため、原発問題等に関する特別委員会を設置することを求める」というものである。

今年6月の議会運営委員会において、特別委員会の設置について協議が行われ、海外経済交流促進等に関する特別委員会以外の特別委員会の設置については、今後、状況の推移を見ながら、その都度議会運営委員会で協議することとされた。

【意見の要旨】

(藤﨑委員)

当該委員会については、6月の議運で県民世論の高まりや県の施策の具体像が示された時点など、必要の都度、設置について検討すべきとし、そのときは設置をしなかったものである。 その後も情勢の変化はないので、原発の安全性の確保等については引き続き、所管する委員会でしっかりと調査・審査することが適当と考える。

(柳委員)

私どもは以前も特別委員会を設置して欲しいということでお願いしたが、そのときは設置の

必要性はないということで、設置されなかった。

川内原発の1号機も35年を迎え、2号機も来月で35年を迎える。原則40年というのがあるが 規制委員会が認めた場合は1回だけ20年延長ができるということが非常に大きな問題である。 規制委員会が20年延長を認めた場合、絶対大丈夫ということは、誰も言えない。

様々な視点から捉えてさらに20年延長も認めていいものなのか,判断をするときが必ず来る。 4月に改選された私ども議員は、そのことを議論をする責任がある。県民の半数以上は原発を 不安に思っている中で、今いる議員がこの20年延長の議論をすることになるが、今、原発問題 については総務委員会で議論しているが、そこだけでの議論でいいのか、それで県民に対して 丁寧な説明ができるのか非常に疑問。

2015年の6月に特別委員会が存続について採決されて、役目は一通り終えたということで廃止になったが、原発は今もずっと動き続けている中で、常任委員会だけでの議論では、私は県民の皆さんへの説明に耐えられないと思う。すべての分野において、議論を深めるというところで、ぜひ、特別委員会を設置する必要があると思っている。

(成尾委員)

20年延長するのかどうかもまだ九電ははっきり言っておらず、6月の時点で委員長が状況の 推移を見ながらその都度ということなので、その時点でないと、するのかしないのかもわから ない。確かに今、稼働しているが、原子力安全の避難計画等の専門委員会の中で、専門の話が あるでしょうし、それを持ち寄って私たちとしても判断せざるをえない。九電がさらに20年延 長するという動きがあった時には揉まないといけないが、現時点では私は必要ないと思ってい る。

(吉留委員)

議会が同意して云々とあったが、陳情の採択についての議会の権限であり、原発の再稼働について、鹿児島県議会に同意権はない。県議会において、原発再稼働の、原発再延長も含めて、原発に対する権限は付託されていない。陳情についての採択か賛成か反対かということであるので、その辺はよろしく取り扱いをお願いしたい。

(柳委員)

いつの時点になるかわからないが、九電が20年延長したいとなったときに、表明をされた後に県議会として特別委員会を作るとなっても、遅すぎると思う。県議会としても九電が20年延長を表明したので、特別委員会を設置しましょうとなった時には、十分な議論ができないのではないかと思う。

(寺田委員)

6月議会で方向性を出したことを、まだそんなに時間も経っていない9月議会の中でまた同じことを議論していくということになり、その方向性を変えることについては、責任を持ってこの場で決めたわけなので、それは尊重しなければいけない。また、常任委員会は、委員会もそれぞれ独自性があって、そしてそれぞれの委員長とそれぞれの委員会の権能がある。その権能を、横断的に対応するというのは、それは内容によっては当然のことで必要性があるということはわかるが、委員会の独自性ということを考えていくと、しっかりそこを議論していかなくてはならない。私は6月議会で一定の方向性を出したわけなので、その方向で構わないのではないかと思っている。

(柳委員)

確かに6月議会で方向性が示され、一旦は受け入れたが、原発はずっと動いている。何ら状況に変化はないと言われるが、原発が動いてる以上は状況の変化はないとは言えないと思っている。いつ何どき何があるかわからないのが、原子力発電だと思っている。6月議会で確かに

方向性を示されたが、その方向性を1年間はこれを尊重して、変えるべきではないというのは 私はおかしな話だと思う。その都度その都度議会として、向き合っていかなければならないの が原発問題である。確かに常任委員会の権能というのもわかるが、原発の危機管理について議 論をするときに、土木、農政、いろんなところに広がっていく時に、総務委員会だけでは、十 分な議論をできないと思う。県民の方々が、本当に自分たちの命や暮らしのために県議会がど こまで議論をしてくれているのかということを言われた時に私はそれでは十分な説明はできな いのではないかと思う。

【取扱い意見】

(藤﨑委員)

陳情第6001号は不採択の取扱いでお願いしたい。

(成尾委員)

陳情第6001号は不採択の取扱いでお願いしたい。

(柳委員)

陳情第6001号は採択の取扱いでお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6001号は採決の結果,不採択となった。

4 次回委員会開催日時について 9月30日(月)午前10時30分に開催されることが確認された。

(令和元年9月30日)

協議事項

- 1 討論について追加議案について, 討論はないことが確認された。
- 2 議案採決区分について 議案等採決区分表が確認された。
- 3 本日の議事日程について 議事日程が了承された。
- 4 次回委員会開催日時について 10月2日(水)午後1時に開催されることが確認された。

(令和元年10月2日)

協議事項

- 1 討論について
- (1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が議案4件及び陳情4件について討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 意見書(案)等について

(1) 委員会提出の意見書案について

企画観光建設委員会及び文教警察委員会提出の意見書案2件については、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

(2) 会派提出の意見書案について

自民党が提出した「国土強靱化対策の推進を求める意見書」案については、提案理由説明は行わないこと、全会派等賛成で、発議者は議会運営委員及びオブザーバーの下鶴議員とすること、質疑・討論はなく、採決方法は起立採決とすることが確認された。

(3) 賀詞の決議案について

全会派等から提出された天皇陛下御即位をお祝いする賀詞の決議案については、全会派等からの提出のため、発議者は議会運営委員及びオブザーバーとすること、提案理由説明及び質疑・討論は行わないこと、採決方法は起立採決とすることが確認された。

5 議員派遣について

議員派遣の件が3件あり、全会派等賛成で、提案理由説明、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

- ① 議会運営に関する事項について
- ② 議長の諮問に関する事項について とすることが決定された。

7 10月3日の議事日程について

議事日程が了承された。

8 令和元年第4回定例会の会期日程案(見込み)について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは11月28日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案(見込み)が事務局から提示された。

9 その他

柳委員から、新たな総合体育館の候補地撤回の件について、県民の関心が高い重要案件であり、調査費を認めた議会として、すべての議員で議論して、県民の皆さんに説明する必要があるため、全員協議会を開催してほしいとの要望があった。

議長及び委員から、その件については前回の会派代表者会議で各会派等に持ち帰り、この 後開催される同会議で協議することとなっているとの意見があり、会派代表者会議で取り扱 うこととされた。

(委員長報告 令和元年10月3日本会議)

議会運営委員会での審査結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました陳情第6001号「県議会に『原発問題等に関する特別委員会』の設置を求める陳情書」については、不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の論議におきましては、「原発は今も動いており、川内原発の運転期間の20年延長の可能性や災害避難計画など、原発の安全性や危機管理については、県民の暮らしに関わるものであり、総務委員会だけでは十分な議論はできないと考える。県民に対して丁寧に説明する必要があり、すべての分野において議論を深めるためにも、特別委員会の設置が必要である」として採択を求める意見と、「原発問題等に関する特別委員会については、今年六月の議会運営委員会において県民世論の高まりや県の施策の具体像が示された時点など、必要の都度、設置について検討すべきとしたところであり、その後も情勢の変化はないため、原発の安全性の確保等については引き続き、所管する委員会でしっかりと調査・審査することができる」として不採択を求める意見があり、採決の結果、当陳情は不採択とすべきものと決定したところであります。